

第7編 業務(大月都留広域地区公園の設置及び管理に関する条例)

○大月都留広域地区公園の設置及び管理に関する条例

(昭和63年7月11日条例第6号)  
改正 平成25年11月27日条例第3号

(設置)

第1条 大月都留広域事務組合を構成する大月市及び都留市の住民に屋外レクリエーションの場を与え、豊かな住民生活の形成に寄与するため、大月都留広域地区公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 公園に、管理者を置く。

2 管理者については、別に規則で定める。

(利用の規制)

第4条 管理者は、公園の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは利用の規制をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前各号のほか管理者が適当でないと認めるとき。

(損害の賠償)

第5条 故意又は重大な過失により施設を汚染し、又は破損した者は、管理者が原状に復するに必要と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年11月27日条例第3号)

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

名 称	位 置
田野倉地区公園	都留市田野倉1160番地
初狩憩いの公園	大月市初狩町中初狩3206番地8